令和４年７月

十和田市総務部管財課

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の見直しについて

令和４年３月４日付で中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（中央公契連モデル）の見直しが行われたことから、当市においても次のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

（１）低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定方法

改正前	改正後
①直接工事費の 97%の額 ②共通仮設費の 90%の額 ③現場管理費の 90%の額 ④一般管理費の 55%の額 ①～④の合計額に消費税を加算した額とします。 ただし、設定範囲は予定価格（税込）の 75%～92%です。	①直接工事費の 97%の額 ②共通仮設費の 90%の額 ③現場管理費の 90%の額 ④一般管理費の 68%の額 ①～④の合計額に消費税を加算した額とします。 ただし、設定範囲は予定価格（税込）の 75%～92%です。

計算式の端数処理について

①、②、③、④は１円未満切り捨て

①から④の合計額は千円未満切り捨て

（２）施行日

令和４年９月１日（9月１日以後の公告又は指名通知の入札案件から適用）